

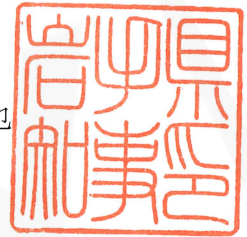
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県釜石市甲子町第5地割62番地1

氏名 株式会社カネナカ 代表取締役 郷内 裕
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 2月 5日

許可の有効年月日 令和10年 2月 4日

1. 事業の範囲

中間処理(破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)
- ・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所 岩手県上閉伊郡大槌町小槌第17地割56番1、57番、58番、59番、60番1、60番2及び60番3

イ 設置年月日 平成4年11月20日

ウ 処理能力 240t/日(30t/時間)

エ 設置許可年月日 平成13年11月27日

オ 設置許可番号 資循第24-75号

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4年12月15日 当初許可

平成 9年12月15日 更新許可

平成15年 2月 5日 更新許可

平成19年11月22日 変更届出書受理(代表者を井上滋から変更したこと。)

平成20年 2月 5日 更新許可

平成25年 2月 5日 更新許可

平成25年 3月25日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)

平成26年 6月23日 変更届出書受理(代表者を山崎巍から変更したこと。)

平成27年 6月 4日 変更届出書受理

(1) 破碎施設の設置場所を岩手県上閉伊郡大槌町小槌第17地割60番地から変更したこと。

(2) 保管施設の概要を変更したこと。

(以下、裏面記載)

平成27年 7月13日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。）、がれき類（コンクリート廃材に限る。）の中間処理（破碎処理）を追加したこと。）

平成28年 5月17日 事業範囲の変更許可（がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」とする限定を解除したこと。）

平成29年 1月 4日 変更届出書受理（住所（本店所在地）を岩手県釜石市甲子町第10地割461番地10から変更したこと。）

平成30年 2月 5日 更新許可

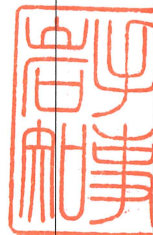
令和 3年 7月19日 変更届出書受理（代表者を武田富士夫から変更したこと。）

令和 5年 2月 5日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県上閉伊郡大槌町小槌第 17 地割 56 番 1、57 番、58 番、59 番、60 番 1
60 番 2 及び 60 番 3

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分 のための 保管	がれき類（アスファルト 廃材に限る）	10.0	1,800	6,332	14,880	屋外保管
	がれき類（アスファルト廃 材を除く。） ガラスくず、コンクリート くず（工作物の新築、改築 又は除去に伴って生じたも のを除く。）及び陶磁器くず （これらのうちコンクリー トくずに限る。）	2.5	168	153	359	屋外保管
処分 後の 保管	再生砕石	2.0	160.0	138.6	—	屋外保管
	再生骨材	2.3	63.0	107.8	—	屋外保管

以下余白